

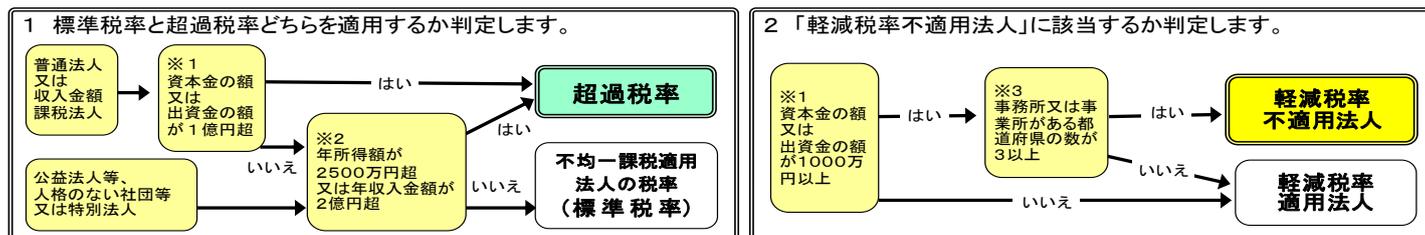
法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正について

●法人事業税の税率の改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税の概ね3分の1が法人事業税に還元されることに伴い、税率が改正されます。

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)				
			平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度		
			不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	
所得・清算所得※を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割 法人税率	適用減税率 年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95
			年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1	5.465	4	4.365
		年800万円を超える所得	6.7	7.18	5.3	5.78	
		軽減税率不適用法人					
	清算所得※		—	—	(5.3)	5.78	
		特別法人 〔法人税法別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人〕	所得割 法人税率	適用減税率 年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7
年400万円を超える所得	4.6			4.93	3.6	3.93	
軽減税率不適用法人							
清算所得※	—		—	(3.6)	3.93		
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業又は保険業を行う法人	収入割	0.9	0.965	0.7	0.765	
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)〕	所得割 法人税率	適用減税率 年400万円以下の所得	(2.2)	2.39	(1.5)	1.69
			年400万円を超え年800万円以下の所得	(3.2)	3.475	(2.2)	2.475
		年800万円を超える所得	(4.3)	4.66	(2.9)	3.26	
		軽減税率不適用法人					
	清算所得※	—	—	(2.9)	3.26		
	付加価値割	—	0.504	—	0.504		
資本割	—	0.21	—	0.21			

※ 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人は、所得金額に課税されます。
(注) ()内の税率は、東京都での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。



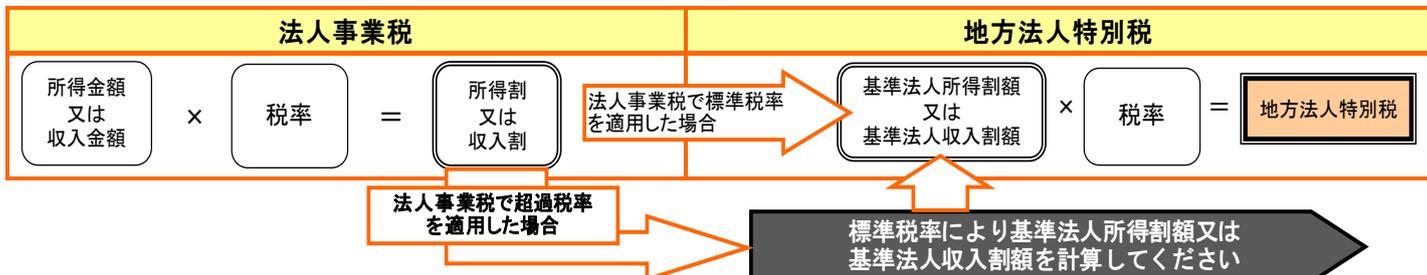
※1 事業年度又は連結事業年度終了の日の現況によります。ただし、解散した法人については、解散の日の現況によります。
※2 普通法人、公益法人等、人格のない社団等及び特別法人は年所得額、収入金額課税法人は年収入金額により、それぞれ判定します。
※3 事業年度又は連結事業年度終了の日の現況によります。ただし、平成22年9月30日以前に解散した法人については、解散の日の現況によります。

●地方法人特別税の税率の改正

課税標準	法人の種類	税率(%)	
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	43.2	81
	外形標準課税法人	67.4	148
基準法人収入割額		43.2	81

法人事業税と地方法人特別税の税額の計算方法

地方法人特別税は、法人事業税と区分して税額を算出します。

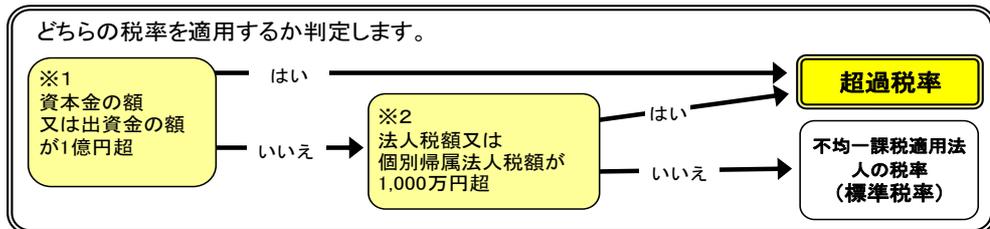


都民税法人税割の税率の改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税(国税)
(下記*参照)が創設されることに伴い、税率が引き下げられます。

区分	税率(%)			
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年9月30日までに開始する事業年度	
	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率
23区内に事務所等がある場合	12.9	16.3	17.3	20.7
	(道府県民税相当分3.2+市町村民税相当分9.7)	(道府県民税相当分4.2+市町村民税相当分12.1)	(道府県民税相当分5+市町村民税相当分12.3)	(道府県民税相当分6+市町村民税相当分14.7)
市町村に事務所等がある場合	3.2	4.2	5	6

都民税法人税割の税率の適用について



(注)
平成22年9月30日以前に解散した法人の清算確定申告における都民税法人税割については、超過税率が適用となります。

- ※1 事業年度又は連結事業年度終了の日の現況によります。ただし、平成22年9月30日以前に解散した法人については、解散の日の現況によります。
- ※2 税率を乗じる直前の課税標準となる税額(第6号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄の税額)によって判定します。

*** 「地方法人税」について**

- 地方法人税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から創設される**国税**であり、法人税の申告義務がある法人が、法人税額(所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を適用しないで計算した法人税の額)の4.4%(税率)を国(税務署)に対して申告納付します。
- 地方法人税の詳細については、税務署へお問い合わせください。